

青森県報

号外第八号

平成十四年一月十五日(金曜日)

目 次

海区漁業調整委員会

- 東部海区管内におけるいかつり漁業の禁止 (事務局) : 一
- 東部海区管内におけるいかつり漁業の操業の指示 (同) : 一
- 西部海区管内におけるいかつり漁業の禁止 (同) : 五

海区漁業調整委員会

青森県東部海区漁業調整委員会指示第二号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項の規定により、いかつり漁業の操業について、次のとおり禁止する。

平成十四年二月十五日

海	域	期	間
内	次の点を順次に結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域を除く、青森県東部海区管内	平成十四年三月一日から同年四月三十日まで	
1	東津軽郡高野崎灯台		
2	高野崎灯台正北五海里の点		
3	下北郡大間崎灯台と北海道龜田郡 汐首岬灯台とを結ぶ線の中央点		
4	下北郡大畑港北防波堤灯台北東三 海里の点		
5	下北郡尻屋崎灯台正北三海里の点		
6	下北郡尻屋崎灯台正東三海里の点		
7	下北郡白糠灯台正東三海里の点		
8	白糠灯台正東三海里の点(二百度の 線と上北郡の海岸線との交点)		
青森県東部海区管内		平成十四年五月一日から同月二 十日まで	

(指示の有効期間)

平成十四年三月一日から平成十五年二月二十八日まで

青森県東部海区漁業調整委員会指示第三号

青森県東部海区管内におけるいかつり漁業の操業について、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項の規定により次のとおり指示する。

一次の表の上欄に掲げる海域において、同表下欄に掲げる期間は、総トン数五トン未満の動力漁船を使用し、するめいかを対象に営むいかつり漁業の操業をしてはならない。

平成十四年一月十五日

青森県東部海区漁業調整委員会

会長 新田常雄

操業の承認

次の区域及び期間において、総トン数五トン未満の動力漁船によりいかつり漁業（するめいかを対象とする）を営もうとする者は、青森県東部海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければ操業をしてはならない。

1 区域 青森県東部海区

2 期間 平成十四年六月一日から平成十五年一月三十一日まで

操業の申請

船舶ごとに「平成十四年度青森県東部海区いかつり漁業の操業承認事務取扱要領」により委員会に申請するものとする。

操業者の遵守事項

承認を受けた者は、操業にあたり次の事項を遵守しなければならない。

- 1 漁獲物の陸揚は、特に事情がない限り委員会が承認した根拠地港において行うこと。
- 2 操業が定める船体用標識を船橋両側面の最も見やすい場所に表示すること。
- 3 委員会があたっては委員会が交付した承認証を携帯すること。
- 4 承認証の記載事項に変更があったときは、速やかに委員会に申請し、書換交付を受けること。

船団等の届出

操業承認を受けた者の住所を地区に含む漁業協同組合以外の漁業協同組合の地区に所在する港を根拠地港とする船舶が、当該根拠地港に操業のため寄港するにあたっては、一船舶の場合においては当該船舶の責任者が、また一以上の船舶が同時期に寄港するにあたっては、同一漁業協同組合又は同一都道府県ごとに船舶相互の連絡体制を整えるための船団を組織し、当該船団の責任者が、その旨を根拠地港に所在する漁業協同組合（八戸港にあっては八戸いか釣漁業協議会）を経由して委員会に届けなければならない。

（指示の有効期間）

平成十四年三月一日から平成十五年一月二十八日まで

平成十四年度青森県東部海区いかつり漁業操業承認事務取扱要領

一 申請書の提出

1 操業承認申請書は、第一号様式により二部作成し、委員会事務局（青森県青森市長島一丁目一番一号青森県庁内）に提出すること。

2 青森県内に住所を有する者（以下「県内者」という。）に係る申請書は、その者が所属する漁業協同組合又はいかつり漁業を主体とする漁業団体が取りまとめる上提出すること。

3 青森県内に住所を有しない者（以下「県外者」という。）に係る申請書は、その者が所属する漁業協同組合又はいかつり漁業を主体とする漁業団体が取りまとめる上、その者の住所地を所管する都道府県知事を経由して提出すること。

4 申請にあたっては、第二号様式による集魚灯設備明細書を添付すること。

また、県外者にあっては、漁船原簿謄本及び代表者選定期（共同経営の場合に限る。）も添付すること。

5 申請書の提出期限は、特に理由のない限り平成十四年五月十日までとする。

二 承認等の通知

委員会が承認又は承認を内定したときは、県内者にあってはその者の申請を取りまとめた漁業協同組合又は漁業団体に、県外者にあってはその者の申請を経由した都道府県知事を経由して通知する。

三 承認証の交付

委員会が承認したときは、第二号様式による承認証を委員会事務局又は主たる根拠地港において交付する。

なお、主たる根拠地港における承認証の交付は、主たる根拠地港に所在する漁業協同組合（八戸港にあっては八戸いか釣漁業協議会）を経由し、申請者又は操業責任者に手交する。

四 標識の様式

承認を受けた者が船舶の船橋両側面に表示する標識は、第四号様式のとおりとする。

五 承認証の書換え

書換え交付の申請書は、第五号様式によるほか、その手続きについては一から二までの規定を準用する。

六 承認証の再交付

承認証を「失し、又はき損したときは、第六号様式により、速やかに承認証再交付申請書を提出しなければならない。その手続きについては一から三までの規定を準用する。

第1号様式

平成14年度いかつり漁業操業承認申請書

平成 年 月 日

青森県東部海区漁業調整委員会長 殿

私達は、平成14年度青森県東部海区いかつり漁業操業承認事務取扱要領に基づき下記のとおり申請します。

第2号様式

いかつり漁業集魚灯設備明細書

青森県東部海区漁業調整委員長 殿

申請者 住所

私がいかつり漁業の承認申請をした 丸(漁船登録番号
総トン数 トントン)に係る集魚灯の設備は下記のとおりです

区分	製作所及び型	消費電力 Kw	数量 個	消費電力の計 Kw
(白熱灯)				
(放電灯)				

承認番号	いかつり漁業操業承認証	
操業区域	住 所 氏名又は名称 青東海調いかつり第 号 青森県東部海区管内沖合海域	
操業期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	
根拠地港	主 港	従 港
船舶	船 名 漁船登録番号 総トン数 推進機関の種類及び馬力数	馬力
制限又は条件	集魚灯の合計光力は、180キロワット以下とすること。	

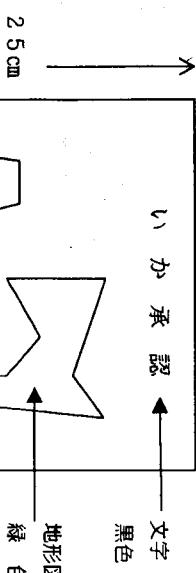
注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第3号様式

いかつり漁業操業承認証

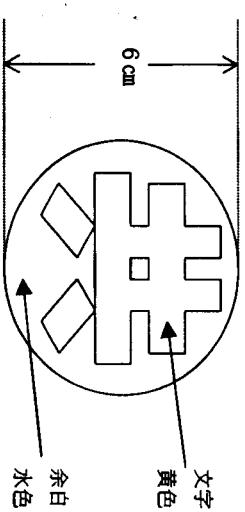
第4号様式

→ ← 2.5 cm → ←



いか 承 認 文字 黒色
平成 14 地形図 黒色
号 余白 白色

(第4号様式の付帯マーク)



注 西部海区漁業調整委員会の承認を受けている者に係る標識については、同委員会が定める標識に同標識中の「いか承認」と「西部」の間に第4号様式の付帯マークを貼付すること。

第5号様式

いかつり漁業操業承認証書換え交付申請書

いかつり漁業操業承認証の再交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

民名

平成年月日

四

青森県東部海区漁業調整委員会長 殿

第 **一** 青東海調認いかつり 番号 **2** 承認年月日 平成 **年** **月** **日**

五
名

いかつり漁業操業承認証の書換え交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

注1 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

青森県西部海区漁業調整委員会指示第一号

青東海開認いかつり第
番号 番号
年月日 年月日
承認年月日 年月日

現在の承認内容

現在の承認内容	書換えしようとする内容
書換えを必要とする理由	

書換えを必要とする理由

一 次の表の上欄に掲げる海域において、同表下欄に掲げる期間は、総トン数五トン未満の動力漁船を使用し、するめいかを対象に営むいかつり漁業の操業をしてはならない。

いかつり漁業操業承認証再交付申請書

平成 年 月 日

青森県東部海区漁業調整委員会長 殿

住所

(指示の有効期間)	
平成十四年三月一日から平成十五年二月二十八日まで	平成十四年五月一日から同月二十日まで
青森県西部海区管内	青森県
8 下北郡大間崎灯台と北海道亀田郡 汐首岬灯台とを結ぶ線の中央点	5 北津軽郡小泊岬北灯台正西七海里 の点
9 大間崎灯台	6 東津軽郡竜飛崎灯台と北海道松前 郡白神岬灯台とを結ぶ線の中央点
	7 東津軽郡高野崎灯台正北五海里の 点

青森市長島二丁目一番一号 青森県	発行所・发行人
青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社	印刷所・販売人

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚三付十七円八十五銭